

## 介護保険料について

介護保険料は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)で異なります。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。詳しくは、加入医療保険者にお問い合わせください。

第1号被保険者保険料（年額） 【令和4年度（2022年度）】

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている方、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (基準額×0.3)	38,100円 (22,800円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75 (基準額×0.5)	57,100円 (38,100円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 (基準額×0.7)	57,100円 (53,300円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	68,500円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	76,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	91,400円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	99,000円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	114,300円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	129,500円

※ 低所得者への保険料軽減のため第1～3段階である住民税非課税世帯に属する人の保険料を減額しています。

第1段階～第3段階の（ ）書きは、公費による軽減後の金額です。